

第389回（平成25年12月）

# 小野市議会(定例会)発言通告書

議会事務局



# 一般質問発言通告書

## 1 河島 三奈 議員

### 質問項目

第1項目 小・中学校の空調設備について

第2項目 公文書の保存管理について

第3項目 福知山花火大会事故を教訓とした今後の対策について

### 要点・要旨

#### 第1項目 小・中学校の空調設備について

答弁者 教育次長

平成22年10月の第369回臨時議会において、小野市内学校の全教室に空調設備を整備することに決定してから、早3年になります。平成23年に小学校、平成24年に中学校の新学習要領が実施されることに伴って、子どもたちが学校で過ごす時間が長くなることから、教育環境の整備という目的があって実施されたものです。

議案が提出された平成22年の夏の最高気温は、小野市で8月19日に37.9度、9月5日の新学期に入っても真夏日同様の日々が続きました。

今年、平成25年の夏にも、西日本を中心に広い範囲で高温となり、全国の複数の地点で40度以上の気温が観測されています。熱中症で倒れたという事例や報道が増え、冬季はともかく夏季における空調設備は、教育面だけではなく、安全な生活をする上でも欠かせなくなってきました。

3年前にいち早く設置に向け、提案をした行政、それを議決した当時の市議会に深く感謝するところであります。

第369回臨時議会の答弁で、市長から空調設備(エアコン)の運用については、

教育委員会が管理マニュアルを作成した上、各学校単位で適切な管理をするという説明がありましたが、運用、維持管理それぞれについてどのようなマニュアルを作成され、対応されているのかお伺いします。

## 第2項目 公文書の保存管理について

昭和29年12月1日に加東郡の小野、来住、市場、河合、大部、下東条の6町村が合併し、また、昭和31年4月1日には加東郡旧福田村の古川、久保木が編入合併して、現在の小野市として発足してから、来年2014年には60周年を迎えます。安定した市政は、安全安心の住みよい街づくりには欠かせないものであり、その土台として市長のリーダーシップや、職員の努力、そして地域住民のまちづくりに対する強い思い等、歴史と経験の積み重ねがあると考えています。そこで、これからの将来の小野市に確固たる歴史と経験を残してゆくためにとの思いから、次の2点についてお伺いします。

### (1点目) 判断基準について

答弁者 総務部長

小野市制発足以来、幾多の数えきれない公文書が存在していると理解しています。一つの公文書を保存するにあたって、文書の重要度により選別されていると思いますが、現状はどのような基準で判断され、それはどのような立場の方がされているのかお伺いします。

### (2点目) 保存管理について

答弁者 総務部長

選別された公文書は、どこでどのように保存管理されているのか、また、保存義務期間が過ぎた場合など、どのような判断でどのような立場の方が処分するか否かを決定するのかお伺いします。

### 第3項目 福知山花火大会事故を教訓とした今後の対策について

第36回を数えた小野まつりも8月17日、18日の両日盛大に行われ、合計14万人もの方々が来場されました。

一日目のフィナーレを飾るのは、毎年皆様が楽しみにされている5,000発の打上げ花火であります。真夏の夜空を焦がす勇壮な花火は、たとえ一時でも人々に勇気を与えてくれたことでしょう。

そして、大した事故の発生もなく小野まつりはその幕を閉じました。これもひとえに関係各位の事前の綿密な警備計画、また、それを着実に遂行した結果の表れと深く各位に敬意を表します。

一方、福知山市内で行われた夏祭りでは、たくさんの人が集まる露天の現場において、露天商が携行缶で発電機にガソリンを給油しようとしたところ、気化したガソリンに引火し爆発、周辺にいた客3人が死亡、多数の方が火傷を負うという悲惨な事故が発生しました。

当時現場には、大会実行委員会が河川敷の占用許可申請を受理把握していたのは170店舗で、実際にはこれを上回る数の露天商が出店しており、その数は正確には把握できていないということでもあります。

これだけの露天商が当時現場に持ち込んだガソリン等の危険物は相当な量であったと思います。

このような事故は、各種イベント開催を行っている本市においても決して対岸の火事ではありません。

そこで、今後このような悲惨な事故が決して起こらないよう、どのような対策をとっておられるのか、次の4点についてお伺いします。

#### (1点目) 危険物の種類と量について

答弁者 地域振興部長

小野まつりにおいて、当日露天商が現場に持ち込んだ危険物の種類と量について、把握できているのかお伺いします。

**(2点目) 露天商の保険加入について**

**答弁者 地域振興部長**

露天商が万が一の事故に備え、加入していた保険の種類、賠償金額等についてお伺いします。

**(3点目) 主催者の保険加入について**

**答弁者 地域振興部長**

主催者の賠償保険の加入状況についてお伺いします。

**(4点目) 会場巡視による問題点について**

**答弁者 消防長**

小野まつり関係者等による会場巡視で問題点はなかったのかお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 2 山本 悟朗 議員

### 質問項目

第1項目 議案第65号 平成25年度小野市一般会計補正予算（第4号）

歳出、款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費について

第2項目 議案第71号 小野市伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第3項目 議案第75号 小野加東環境施設事務組合規約の変更について

### 要点・要旨

第1項目 議案第65号 平成25年度小野市一般会計補正予算（第4号）

歳出、款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費について

今回の補正額4,700万円は、商店街のアーケード修理費用だと認識いたしております。

この件につきましては、去る10月10日の議員協議会の場で当局より、次のようなご説明をいただいております。

1つに、経緯として、平成24年12月の商店街振興組合臨時総会において、「アーケードの撤去方針」が承認されたものの、アーケードの撤去にあたっては関西電力、NTTの電柱を22本新設せねばならず、多額の費用がかさむことと、経済産業省の緊急経済対策として、「商店街まちづくり事業」が創設され、改修費用の約3分の2が国庫補助となることを勘案し、商店街が国に事業申請を行い、本年10月初旬から工事に取り掛かっていること。

2つに、概算の事業費用とその負担割合は、総事業費1億4,500万円の内、

国庫補助金が63.5%の9,200万円、商店街振興組合の負担額が4.1%の600万円、市の補助金が32.4%の4,700万円となっていること。

3つに、事業目的として、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備を支援することにより、高齢社会へと進展する中、安心・安全に配慮した、身近で快適な商店街づくりを目指すことを目的とすること。

まちのシンボルともいえる商店街がきれいになり、活気を取り戻すことは、まことに喜ばしいことであり、今回の事業が起爆剤となることを期待しています。

一方で、この件に関する一連の経緯を見みますと、住民の安心・安全な生活環境を守るため、危険なアーケードを改修するか撤去するかを判断した際には、改修費用、効果、維持管理費を勘案して撤去と決めたものの、撤去なら商店街が自費で支払わねばならない費用が、改修ならば国の補助金等で賄えることから、方向転換したものと考えることもできます。

今回の事業は、アーケードの改修を契機にして、商店街をどう変えていくか、商店街がどう変わっていくか、次の一手が試される事業です。そこで次の4点についてお伺いします。

**(1点目) 改修費用の負担割合について**

**答弁者 地域振興部長**

国庫補助の金額を別にした5,300万円の費用負担割合について、商店街600万円、市補助金4,700万円とされた根拠をお伺いします。

**(2点目) アーケードの維持管理について**

**答弁者 地域振興部長**

改修したアーケードといっても数十年後には、再度改修するか撤去しなければなりません。また、日々の維持管理も重要です。アーケードの維持管理は誰が行うのかお伺いします。

**(3点目) 商店街の営業店舗数について**

**答弁者 地域振興部長**

ピーク時には150店舗近くが営業されていた店舗数が、近頃では50店舗程度

にまで落ち込んでいると聞き及んでいます。今後の店舗数はどのように変化していくとお考えでしょうか、お伺いします。

**（４点目）商店街の活性化について**

**答弁者 地域振興部長**

アーケードの改修を契機として商店街の活性化は可能でしょうか。次の一手をお伺いします。

**第２項目 議案第７１号 小野市伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

伝統産業会館の使用料については、本会議初日に当局より地方自治法第２４４条の２第８項の規定を適用して、使用料を利用料金に変更して、従来、市へ納めていただいていた料金を、指定管理者の収入とすることによって指定管理者のモチベーションを高めるとともに、指定管理者が創意工夫をすることによって、施設利用率を向上させ、ひいては、業務委託料の削減につながるものと理解しています。

つきましては、その意義と効果について、次の３点をお伺います。

**（１点目）これまでの形態での収益について**

**答弁者 地域振興部長**

伝統産業会館の管理運営における業務委託料、使用料収入及び施設使用率について、平成２４年度実績及び平成２５年度見込みをお伺います。

**（２点目）新制度移行の成果について**

**答弁者 地域振興部長**

本条例が施行された後、平成２６年度以降、業務委託料、利用料金収入及び施設使用率はどのように変化していくとお考えでしょうか。

**（３点目）利用料金とする施設の基準について**

**答弁者 総合政策部長**

市内には指定管理者制度を導入して運営している施設は多数ありますが、地方自

治法第244条の2第8項の規定を適用している施設は、エクラのみとなっています。施設にはそれぞれ特徴がございますが、「使用料とする施設」と「利用料金とする施設」はどのような基準で分類をお考えでしょうか、お伺いします。

### 第3項目 議案第75号 小野加東環境施設事務組合規約の変更について

6月の定例会において、市長より小野加東環境施設事務組合への加西市の加入のお話があり、その際に、今後精査しなければならないものの、加西市の加入により年間約6,000万円の負担軽減が図られると伺いました。さらに、次の時代を見越し、北播地域でのクリーンセンターの集約への手掛かりとなる点にも大いに共感いたします。

ただ、市長がお話された「加西市に対しては、小野市と加東市による過去の投資的経費に対する負担を求めない」という件につきましては、加西市からの負担を求めるべきか否か、自分自身の中で迷っています。

負担を求めるという立場に立てば、一般的に組合という事業形態においては、持分という考え方があり、維持管理経費としての持分と、保有資産についての持分があります。

加西市の加入に当たっては、今後の維持管理費については議案に記されているとおり理解するのですが、現時点で小野加東環境施設事務組合が保有する資産については、加西市も費用負担を行ったうえで持分取得されるべきだと考えられます。

負担を求めないという立場に立てば、小野クリーンセンターは、平成元年に建設され、平成10年に3号炉の建設が行われたわけですが、建設から既に25年が経過し、起債の償還も来年度の600万円で完了します。いったん元を取った感のある施設です。そして、これらの建設に要した費用74億3,000万円の内、53億4,000万円は国庫補助等により建設されています。現存する施設の評価額がいくらであるにせよ、その72%は国庫から支出されたもので、小野市、加東市の持ち物というだけでなく、広く地域の資産であると考えられるべきなのかもしれません。

さらに、今回の計画に加西市が参加されず、20億円ともいわれる焼却炉の改修工事が実施されるとなると、加西市では、お隣の町に収容可能な施設があるにも関わらず、加西市民の負担だけでなく、国庫補助すなわち国税を使って改修工事を実施することになります。他市のご判断ではありますが、これは無駄使いのように思えてなりません。このように考えますと、「小野市がもらった補助金は、小野市のもの」と考えるのではなく、「もともとみんなのものだからできる限り合理的に使うことが望ましい」と視野を広げて考えてみるべきなのかもしれません。

さて、いずれの立場に立つにしろ、事前に削減コストのスケールや保有資産額を知らぬまま、またこれからの運営イメージもわからぬまま、悩んでいても仕方ありません。そこで次の3点についてお伺いします。

**(1点目) 将来にわたって得られる利益について**

**答弁者 市民安全部次長**

小野加東環境施設事務組合への小野市の負担金としては、平成24年度決算では3億5,200万円が支払われています。

将来的には、北播磨全域でのゴミの広域収集拠点という大きなメリットを目指した取組を進めていきたいものですが、それまでの間、小野加東環境施設事務組合に加西市が加入されることによって軽減される小野市の負担金はいくらになるのかお伺いします。

**(2点目) 現在の小野クリーンセンターの資産額について**

**答弁者 市民安全部次長**

平成24年度の財産目録によれば、小野加東環境施設事務組合の保有資産として、土地6,287平方メートル、建物6,840平方メートル、自動車6台となっていますが、これらを資産評価した場合の現在の資産価値をお伺いします。

**(3点目) 基金の取扱いについて**

**答弁者 市民安全部次長**

先の財産目録によれば、基金が約1億5,600万円ございますが、この取扱いはどうなるのか。また、今後の基金積立てはどのようになされるのかお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 3 藤原 章 議員

### 質問項目

第1項目 議案第67号 小野市産業立地促進条例の制定について

第2項目 議案第68号の市民交流ホール利用料について

第3項目 議案第75号の加西市のゴミ受入れについて

第4項目 コメ減反政策の転換について

第5項目 消費税引き上げの市への影響について

### 要点・要旨

#### 第1項目 議案第67号 小野市産業立地促進条例の制定について

本条例は、一定の地区に企業を誘致するための奨励策だと思います。私は、企業誘致で地域経済の活性化と雇用の拡大を図ることに全部反対するものではありませんが、尼崎のパナソニック誘致の例のような大企業を特別に優遇するような誘致策や過大な奨励策には疑問を感じておりますので、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 制定の理由と過去の経緯について

答弁者 井上副市長

本条例が必要になった理由と、このような条例は過去にもあったのかお伺いします。

(2点目) 適用の範囲等について

答弁者 井上副市長

議案説明では、本条例の対象は、浄谷南産業団地と万勝寺町西山地区とされておりますが、市が所有する土地への誘致だけでなく、民間所有地への工場新設等にも

適用されるのかお伺いします。また、本条例の適用を投資額 3 億円以上とした理由についてお伺いします。さらに、本条例は、現在の対象地区での事業終了後も存続するのかお伺いします。

**(3 点目) 誘致に際しての道路整備について**

**答弁者 井上副市長**

万勝寺町西山地区といいますと、道路が狭く悪いと思いますが、道路整備はどうされるのかお伺いします。

**第 2 項目 議案第 6 8 号の市民交流ホール利用料について**

**答弁者 総合政策部長**

本条例は、市民交流ホールの利用料金を定めるものですが、この条例は、式典や催しでの使用を前提として設定されていると感じます。以前のご答弁では、普通の会議にも使用できるとのことでしたが、普通の会議等には使用しにくい料金になっています。使用形態による料金設定にするべきだと思いますが、考えをお伺いします。

**第 3 項目 議案第 7 5 号の加西市のゴミ受入れについて**

加西市のゴミ受入れについて、市民の皆さん、とりわけ地元住民の皆さんは一定の不安を持っておられると思いますので、次の 2 点についてお伺いします。

**(1 点目) 環境影響評価の結果について**

**答弁者 市民安全部次長**

環境影響評価を行うということでしたが、その結果をお伺いします。

**(2 点目) 近隣自治会への説明と反応について**

**答弁者 市民安全部次長**

近隣自治会には説明がなされたものと思いますが、どんなご意見や要望が出されたのか、それに対してどう説明あるいは対処されたのかお伺いします。

#### 第4項目 コメ減反政策の転換について

最近マスコミで「5年後にコメの生産調整廃止」「コメの所得補償削減」などの報道が行われています。『農業共済新聞』によりますと農林水産省は11月初旬、コメ政策を大きく変える「中間取りまとめ案」を自民党農林関係合同会議に示し、了承を得たとされており、政府も11月26日に一部修正して決定したとしています。報道によりますと、来年度のコメに関わる10アール当たり15,000円の所得補償が半減されると言われており、加えて来年は、今年の豊作で減反が増加する見通しとされ、農家に不安が広がっています。そこで新しいコメ減反政策について、次の4点をお伺いします。

##### (1点目) 新しいコメ減反政策の全体像について

答弁者 地域振興部長

今回の政策変更は、生産調整のあり方など、かなり抜本的な転換ですが、新しい施策の基本的な考え方、全体像をお伺いします。

##### (2点目) コメに対する施策の変更点について

答弁者 地域振興部長

コメにつきましては、生産調整の廃止、戸別所得補償の削減・廃止、米価下落の補てん制度の廃止などが報道されていましたが、具体的にはどうなるのかお伺いします。

##### (3点目) 麦・大豆等に対する施策の変更点について

答弁者 地域振興部長

麦・大豆等につきましては、あまり詳しい報道は目にしませんが、具体的にどうなるのかお伺いします。とりわけ麦につきましては、集落営農組織で栽培しているところが多いと思いますが、所得補償や畑作経営継続支払など各種交付金に変更はないのかお伺いします。

##### (4点目) 小野市の農業者への影響について

答弁者 地域振興部長

この施策が実施されますとコメ農家への所得補償が減少するわけですが、小野市

全体ではどれくらい減少するのかお伺いします。また、この政策変更がコメ農家にどんな影響を与えると予測されるのかお伺いします。

## 第5項目 消費税引き上げの市への影響について

安倍首相は、10月1日、消費税を来年4月から3%引き上げて8%にすることを決断したと発表しました。私は、本当に庶民の苦しみを顧みない悪しき決断だと思っています。言うまでもなく、わが党は消費税増税に反対でありまして、無駄の削減、大企業・富裕層への課税強化など「別の道」があると主張しています。とりわけ、今の時期、落ち続けてきた働く人たちの給料・賃金上がる保証も無く、中小零細業者の大半が厳しい状況に置かれている中での消費税引き上げは、国民の暮らしや日本の景気に大きな打撃を与えることは明らかです。しかも、消費税を引き上げる一方で復興特別法人税の廃止や法人税本体の引下げが言われており、まさに「大企業栄えて、民滅ぶ」政策と言わねばなりません。私達は大きな国民世論で4月増税を中止させたいと運動しているところです。

その立場を前提にしながら、今回の消費税引き上げが実施されると小野市民と市政にどんな影響があるのか、次の3点についてお伺いします。

### (1点目) 消費税引き上げに伴う諸料金の改定について

答弁者 総務部長

来年の消費税引き上げに備えて、本議会には議案第72号、73号、74号で上下水道料金の改定案が提案されていますが、この料金改定によって市民負担は総額でどれくらい増えるのかお伺いします。また、その他の行政に関わる使用料・利用料金・手数料等はどうするのかお伺いします。

### (2点目) 小野市財政への影響について

答弁者 総務部長

平成24年9月5日の『全国市議会旬報』によりますと「社会保障・税一体改革関連法が成立したことに伴い、消費税引き上げ分の国と地方の配分割合が正式に決ま

った」と書いてありましたが、消費税が３％上がれば小野市はどれぐらいの収入増になるのかお伺いします。また、小野市も当然消費税を支払うわけですが、どれぐらいの支出増が見込まれるのかお伺いします。

**（３点目）配分された消費税は社会保障に使うのか**

**答弁者 総務部長**

今回の消費税引上げは「社会保障に使う」と言われていましたが、小野市に配分される交付金も社会保障のために使われるのかお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 4 山中 修己 議員

### 質問項目

- 第1項目 火災予防対策について
- 第2項目 避難所（学校体育館）の雨漏り対策について
- 第3項目 警察署及び関連施設の建設について
- 第4項目 下水道事業について

### 要点・要旨

#### 第1項目 火災予防対策について

8月15日の福知山花火大会の爆発事故、10月11日の福岡市診療所火災などの大規模な事故をはじめとして、全国では火災により、尊い命が奪われています。小野市の火災件数は、減少傾向にあり、年間20件前後で推移していますが、市長の言葉にありますように災害に対する取組は「悲観的に準備し、楽観的に対応する」ことです。即ち、災害件数の目標値はあくまでゼロを目指さなければいけないと思います。

先日、秋季全国火災予防運動を前に、消防長が商業施設を特別査察されたと新聞で報じていました。全国の事故を捉えて、水平展開されたことは、非常に大切なことだと思います。つきましては、小野市消防本部としては火災予防に大変尽力していただいているところですが、それらの状況について、次の3点をお伺いします。

#### （1点目）全国の火災事故について

答弁者 消防長

先の福知山花火大会の爆発事故、福岡市診療所火災は大きな災害であり、情報を

分析されていると思いますが、どのような教訓を得られましたか。また、その結果、小野市として何か応急的に対策されたのかお伺いします。

**（２点目）火災予防に対する取組と成果について**

**答弁者 消防長**

先月の９日から１５日までの１週間、秋の全国火災予防運動が展開されました。この予防週間を過ぎたこれからの時期は寒さも増し、火を使う機会が多くなります。小野市がこれまで取り組まれてきた火災予防に対する内容と成果についてお伺いします。

**（３点目）今後の取組について**

**答弁者 消防長**

来年４月には待望の「防災センター」が開設します。小野市消防本部としても新たな拠点での第１歩がスタートします。消防長の抱負も含めて、今後の取組についてお伺いします。

**第２項目 避難所（学校体育館）の雨漏り対策について**

**答弁者 教育次長**

体育館等で雨が降るたび雨漏りの対応で、バケツを用意して雨漏りの箇所に置いて回るのはつらいものです。まして、これが災害時の避難所となったときは、避難されている人に対し、申し訳ないという気持ちになると思います。

災害時の拠点避難所として、各学校の体育館、コミセン等が、指定されております。過去３年間で、実際に１３か所が避難勧告による避難所として使用されていますが、この内、２つの学校の体育館で雨漏りが確認されています。

来住小学校、河合中学校の各体育館です。雨降りの日に行って確認しましたが、特に来住小学校の体育館が酷いと感じました。このままでは授業にも差し支えがあるのではないかと懸念します。

たかが雨漏りですが、発生箇所の特定など技術的には大変難しいと聞いております。ただ、エクセレントシティを標榜する小野市としては、避難所としている体育

館が雨漏りしているというのは、恥ずかしいことです。是非とも早急に修理すべきと思います。考えをお伺いします。

### 第3項目 警察署及び関連施設の建設について

市民待望の小野警察署の建設がいよいよ具体的な計画段階に入ってきたと伺っております。現小野警視派出所の建物は、王子交番、防犯協会及び交通安全協会の事務所と多くの機能を備えています。小野警察署の新設に伴い、王子交番、防犯協会及び交通安全協会それぞれの具体的設置について、次の2点をお伺いします。

#### （1点目）小野警察署及び関連施設の建設スケジュールについて

答弁者 市民安全部長

平成24年3月の質問で小野警察署新設の決定と交通安全協会等の移設についてお伺いしました。今回、小野警察署開署のスケジュールとそれに伴う、交通安全協会等の移設スケジュールについてお伺いします。

#### （2点目）現小野警視派出所の跡地利用について

答弁者 総務部長

現小野警視派出所は撤去されると思いますが、この場所は、市役所及び現在建設中の防災センターに隣接しており、非常に有益な土地であります。この跡地利用についての考えをお伺いします。

### 第4項目 下水道事業について

小野市の下水道事業は、昭和54年から公共下水道事業として市街地から順次着手し、平成2年6月から一部を供用開始しております。平成3年からは市街化調整区域の整備も推進し、さらに、平成7年からは農業集落排水事業にも着手して、平成16年3月に、全ての施設整備を完了しております。現在、この事業の企業債未

償還残高は173億円となっております。

この事業のおかげで我々小野市民は、市内どこでも環境保全された快適な生活を送れるようになっていきます。先人に感謝すべきだと思っています。

つきましては、この事業について次の2点をお伺いします。

**(1点目) 下水道事業の未水洗状況について**

**答弁者 水道部長**

下水道事業の水洗化率は94.1%と伺っています。未水洗の状況と今後の推進の方向性についてお伺いします。

**(2点目) 加古川上流浄化センターの上部利用について**

**答弁者 水道部長**

神戸市北区を含む近隣6市の下水道処理施設が小野市黍田町にあります。昨年6月、この加古川上流浄化センター上部に全面芝生の多目的広場がオープンし、1年半が経過しました。16,000㎡もある素晴らしい広場です。この広場の利用状況についてお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 5 小林 千津子 議員

### 質問項目

第1項目 病児・病後児保育について

第2項目 農業の6次産業化について

### 要点・要旨

#### 第1項目 病児・病後児保育について

我が国の少子化は、急激に進行しており、若年労働力の減少や社会保障に係る現役世代の負担増大など、国の活力に大きな影響を与えるとともに、子ども同士の交流機会の減少、過保護化等により、子どもの人間性や社会性が育みにくくなることが懸念されています。このため、若い世代を総合的に支援し、子どもを安心して産み育てられる社会環境の構築が急がれているところです。

このような状況下において、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」（1. 子ども・子育て支援法、2. 総合子ども園法、3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正））が成立したことにより、小野市では「小野市子ども・子育て会議条例」を本年9月30日に公布施行し、11月13日には第1回小野市子ども・子育て会議を開催されたと聞いております。今後は、この会議において、子育て中の保護者の方、子育て支援に携わっている事業者の方、学識経験者などのご意見を聴取しながら「小野市子ども・子育て支援事業計画（5か年）」の策定を進め、平成27年度から具体的な運用を目指すと考えているところです。

来年度策定予定のこの「小野市子ども・子育て支援事業計画」に先駆ける計画として、小野市では平成17年度に「小野市次世代育成支援対策行動計画 子育て支

援ひまわりプランⅠ（１０か年）」を策定されております。また、平成２１年度には中間見直しが行われ、後期行動計画として「子育て支援ひまわりプランⅡ（平成２２～２６年度）」が運用されており、来年度には最終年度を迎えることになっています。

この後期行動計画では、基本目標の「だれもが安心して子供を生み育てられるまちづくり」の「子育てと仕事の両立支援」の取組において、病児・病後児保育事業が重点施策検討課題として挙げられています。

病児・病後児保育事業については、平成２２年６月の定例会において川名議員が質問されており、その時の当局の答弁として「保育所や医療機関などと開設に向けた調整を図ったが、近隣市で実施されている病児・病後児保育の稼働率が非常に低調なことを含め、開設には至っていない。引き続き検討していきたい。」との答弁でありました。

しかしながら、現在、小野市を除く北播各市町においては、病児保育又は病後児保育の開設がなされ、三木市にある病児保育開設医院では、小野市からの利用者が年間延べ５０人以上あるとも聞いております。近年、ますます共働き家庭が増えており、「子どもが病気になった時ぐらいいは休んでやりたいという思いはあっても、どうしても休めないときもある」ことなどから、小野市においても子育て支援策の一つとして、病児・病後児保育事業への取組が必要となっているのではないかと考えます。

そこで、小野市の病児・病後児保育に関し、次の２点についてお伺いします。

**（１点目）病児・病後児保育の現状等について**

**答弁者 市民福祉部長**

後期行動計画では、平成２６年度までに病児・病後児保育事業所（定員４人）を１か所開設すると目標設定されておりますが、小野市の病児・病後児保育の現状とニーズについてお伺いします。

**（２点目）病児・病後児保育事業への今後の取組について 答弁者 市民福祉部長**

病児・病後児保育事業は、母親が在宅で面倒を見ることが困難な病児に対し、保育機能を専門的に補完する「子育て支援のセーフティ・ネット事業」としての位置付けが必要と考えます。

小野市として、今後、病児・病後児保育事業に対してどのような取組を考えておられるのかお伺いします。

**第２項目 農業の６次産業化について**

農業の６次産業化とは、平成に入ったころに１次産業である農業生産に、２次産業の農産物加工、３次産業の農産物直売、農家レストラン、観光農園等を組み合わせ「６次産業」と言う概念が生まれたと言われています。

この６次産業化は、農業経営の多角化による収入向上と、就業機会の増大が主目的でした。

当時その他にも一村一品運動、地産地消運動、女性企業、農商工連携など農業、農村の活性化に関する理念やそれを基にした運動が展開されてきました。

そして、これら活動の成果としては、地域農産物加工品、農産物直売所、農家レストラン、農業体験施設、農家民宿などの取組があげられ、地域に新たな産業を創出し、農業所得の向上や雇用の増大といった地域経済の活性化、さらに都市住民との交流という新たな言葉、分野が生まれてきました。

ここで私が取り上げたいのは、農業の６次産業化への取組です。

私は、平成２２年に兵庫楽農学園（アグリビジネスコース）を受講させていただきました。コースは、農産加工コースと農産直売コースがあり、小野市からも７名の方が受講されており、私は農産直売コースを受講し、基礎的な販売知識から実践的な知識・技術を教わり、また、先輩方の話も聞かせて頂き、食と農、食と命の重要性を知りました。

新聞等の報道によりますと、来年から米の直接支払交付金は、１０アール当たり

15,000円から7,500円に減額し、5年後には減反が廃止されることが決定されました。

今後、更に農業所得の減少が予測される中、地域で採れた農産物にいかに付加価値を付けて所得向上を行うかが重要であると考えます。

このような環境の中、既に営業されているコミレスでは、きすみのそば、いっぷく堂の自然薯、太閤の渡しのうどんと特産品を使った商品が開発されております。

下東条地域でも、地域の交流施設「誉田の館いろどり」が間もなく完成することになりました。船木町の営農組合とも話し合いを持ちながら特産品の開発が進んでおります。そこで次の2点についてお伺いします。

**(1点目) 小規模農家の育成について**

**答弁者 地域振興部長**

大規模農家に農地集約を促す中、小野市における小規模農家の育成についての取組をお伺いします。

**(2点目) 6次産業化への支援について**

**答弁者 地域振興部長**

6次産業化への支援について、市の考えをお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 6 高坂 純子 議員

### 質問項目

第1項目 議案第65号 平成25年度小野市一般会計補正予算（第4号）について

第2項目 市立図書館の今後の運営について

第3項目 らんらんバスの運行について

### 要点・要旨

第1項目 議案第65号 平成25年度小野市一般会計補正予算（第4号）について  
答弁者 市民安全部長

款2総務費、項1総務管理費、目13安全対策費の安全安心パトロール経費の目的と具体的内容についてお伺いします。

第2項目 市立図書館の今後の運営について

政治や経済だけでなく、教育や文化の領域でも既成の概念やシステムは、根本的な変革の波に洗われています。

図書館法が定めるように、資料を着実に収集、保存することが、図書館の基本的責務ではありますが、図書館も情報化・効率化といったトレンドに直面して問題を抱えるようになっていきます。

さて、先日、お薦めの本を持ち寄り、魅力を語り合う書評ゲーム「第1回ビブリオバトル」の観覧者として参加しました。本の面白さを5分以内で紹介し、観覧者

と3分間の質疑応答、観覧者が投票し「チャンプ本」を決定するというものです。

これは自分の思いを伝え、共感を広げるコミュニケーションの力が注目され、全国で広がっています。

また、「ぬいぐるみのお泊り会」と題した、欧米で人気の催しも、子どもの想像力を伸ばし、本好きになって貰う仕掛けで、ほのぼのと見学させていただきました。

これらも含め、市立図書館は様々な企画を行っています。これは、人々が交流する場としての、もう一つの図書館機能を大いに果たしていると考えます。そこで小野市ならではの、今後の図書館運営について、次の2点をお伺いします。

**(1点目) 運営状況について**

**答弁者 教育次長**

平成24年度の貸出冊数は約645,000冊、一人当たりの貸出数は12.8冊と平成8年のオープン当初からゆるぎない地位を築いております。そして近年は、貸出冊数とともに図書館の効率的運営が焦眉の課題となっています。資料費・人件費等具体的な数字と運営状況をお伺いします。

**(2点目) 急速に進展する情報化への対応と図書サービスの充実について**

**答弁者 教育次長**

電子書籍の館内閲覧や貸出しを実施している公立図書館は、全国で約20館に過ぎず、小野市も国立国会図書館の動向を見極めながら取り入れていきたいとの考えを示しております。たとえば、著作権が切れた書籍や郷土資料などを電子化して、保存用閲覧ソフトをスマートフォンなどにダウンロードすれば読めるようなサービスは可能かと思いますが、当局の考えをお伺いします。

**第3項目 らんらんバスの運行について**

台風18号の豪雨で被害を受けた県道三木穴栗線栗田橋の架け替えが決定されましたが、完成まで3・4年は通行できず、生活への影響は長期化します。1日

14,000台の車が通る幹線道路が全面通行止めのため、通勤客やトラック等は迂回を余儀なくされ、通学路や救急車の到着時間などに大きな影響が出ています。

地域住民の足となるらんらんバスも例外ではありません。10月にオープンした北播磨総合医療センターへの所要時間にも影響を及ぼしています。そこで、今後のらんらんバスの運行について、次の3点をお伺いします。

**(1点目) 粟田橋通行止めによる影響について**

**答弁者 総合政策部長**

粟田橋通行止めに伴い、現在、河合統合ルートと西脇ルートが迂回しての運行となっています。バス停利用やダイヤの遅延による乗客への影響はどのような状態なのかお伺いします。

**(2点目) らんらんバスダイヤ改正について**

**答弁者 総合政策部長**

らんらんバスの一部ルート変更に伴い、平成26年1月6日よりダイヤ改正を計画されているようですが、その他のダイヤ改正の有無、新たな時刻表の進捗状況と印刷経費についてお伺いします。

**(3点目) 北播磨総合医療センターにおけるバス停の移設について**

**答弁者 総合政策部長**

北播磨総合医療センターでらんらんバスを乗降される方は、10月で乗車331人、降車346人と伺いました。現在バス停は、正面玄関より約60メートル東側にあり、利用者からは正面玄関まで遠いという声を多く聞いています。外来患者数も目標の1日750人を超えるほどですので、今後のらんらんバス利用も増える可能性があるかと考えます。乗降客の利便性を考え、バス停の移動ができればと思いますが考えをお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 7 竹内 修 議員

### 質問項目

第1項目 発達障害児（者）に対する支援について

第2項目 レセプト・健康情報等を活用したデータヘルスの推進について

### 要点・要旨

#### 第1項目 発達障害児（者）に対する支援について

障害者自立支援法が施行され、身体障害、知的障害、精神障害が統一的に扱われ、障害区分、それに対する等級等、サービスも一元化され、課題はあるものの、大いなる福祉の前進を感じています。

精神障害に関しては、今まで人口比3%程度であったものが、現在では6%台になり、それはもはや障害ではなく、脳機能の病気であるという診断をする医学者まで出て、そのことが証明されるようになってきました。

更に、平成25年4月より障害者総合支援法が施行されました。これは、日常生活・社会生活の支援が、障害児（者）への共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本とし、障害者自立支援法が障害者総合支援法として改正されたものです。

改正の内容は

ア 制度の谷間を埋めるため、障害者の範囲に難病等を追加したこと。

イ 障害者支援区分を創設すること。

ウ 重度訪問介護の対象を拡大すること。

エ 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化を行うこと。

オ 地域移行支援の対象を拡大すること。

カ 地域生活支援事業を追加すること。

キ サービス基盤の計画的整備を行うこと。

等々、盛り込まれています。様々な意見は有ろうかとも思いますが、法律の趣旨を十分にくみ取り、更なる福祉政策の充実に資するものにしていきたいと願うものです。以上のことを踏まえ、次の6点についてお伺いします。

（1点目）発達障害の生後のスクリーニングについて 答弁者 市民福祉部長

出生届を受けてからの、発達障害に関するスクリーニングはどうされているのかお伺いします。

（2点目）発達障害の専門的な機関について 答弁者 市民福祉部長

子どもの行動に対して、不安を感じた保護者が、相談する専門機関は何処になるのかお伺いします。

（3点目）子育てに関するアドバイスについて 答弁者 市民福祉部長

発達障害児の保護者の方は、子育てに迷うことが多いと思いますが、アドバイスを誰に、どう受けていけばいいのかお伺いします。

（4点目）家族の会について 答弁者 市民福祉部長

難病をお持ちの方々は、「友の会」等を結成されているのを報道で見受けます。

集まったお互い同士が情報を共有し、情報量の均一化を図り、団体で社会に声を上げていく、それにより孤立を防いでいくことを目的にしています。そういう性質の団体は市内にあるのかお伺いします。

**(5点目) 特別支援教育の目的について**

**答弁者 教育長**

日々、特別支援教育に携わっておられる先生方のご苦勞に敬意を払います。

学校における発達障害の視点での教育の目標と支援についてお伺いします。

**(6点目) 義務教育を終えた発達障害の生徒の進路について**

**答弁者 教育長**

一般的に義務教育を終えた発達障害の生徒は、どういう進路を選んでいますか。

高校の進学率などの状況はどうなっているのかお伺いします。

**第2項目 レセプト・健康情報等を活用したデータヘルスの推進について**

**答弁者 市民福祉部長**

本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「国民の『健康寿命』の延伸」というテーマの中で、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、「データヘルス計画」の策定が盛り込まれています。

データヘルスとは、健康保険組合等の医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業のことで、レセプト(診療報酬明細)や特定健康診断結果等のデータを活用し、医療保険加入者の健康づくりや疾病予防、重症化予防につなげるために作成するのがデータヘルス計画です。

まずは、すべての健康保険組合がデータヘルス計画を策定し、平成27年度から実施することを目標に、今年度中に「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を改正することとしています。それとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進するとしています。

自治体においても、積極的にデータヘルス計画を導入することによって、医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとってメリットとなることから、今後の小野市での取組についてお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 8 前田 光教 議員

### 質問項目

第1項目 小野市空き家等の適正管理に関する条例施行後の状況について

第2項目 不法投棄の現状と対策について

第3項目 栗田橋通行止の現状及び影響並びに架け替え計画について

### 要点・要旨

#### 第1項目 小野市空き家等の適正管理に関する条例施行後の状況について

全国的に少子高齢化や核家族化が進行し、空き家の増加が懸念される中、小野市では平成25年1月1日「小野市空き家等の適正管理に関する条例」が施行されました。

言うまでもなく、空き家は不適切な状態で放置されると、生活環境が損なわれ、安全安心のまちづくりへの大きな妨げとなります。そこで、制定されたこの条例は、空き家等の廃屋化を防ぐと共に、廃屋として認定された空き家等に対する適切な処理を行い、良好な生活環境の保全、市民生活の安全及び安心の確保を図るための条例として理解をしています。

また、この条例は危険を防止し、空き家対策の原則を定め、市民の協力を得ながら、所有者に適正な管理を促す基本的なルールを定めており、廃屋対策を、市民と行政のみの問題として捉えるのではなく「市民・自治会・議会・行政」が一体となって取り組む内容であります。

そこで、条例施行後の状況と更なる今後の展開に関し、次の3点についてお伺います。

**(1点目) 廃屋の状況について**

**答弁者 市民安全部次長**

平成23年度に実施されました、空き家等実態調査及び第380回定例会における一般質問での地域振興部長からの答弁では、小野市内での持ち家空き家数は545戸と報告されており、その内倒壊の恐れのある空き家（廃屋）の戸数は55戸と記憶しています。

現在では、地権者・所有者の方々の御理解により、自主的に6戸の廃屋が撤去されていると伺っており、条例制定後の動向が伺える状況であります。

そこで、小野市空き家等の適正管理に関する条例施行に伴い、危険と思われる廃屋の状況についてお伺いします。

**(2点目) 空き家バンク制度について**

**答弁者 地域振興部長**

小野市では、社会実験として空き家バンク制度を平成25年9月1日から平成27年3月31日までの期間限定で開始されています。現在の登録状況は厳しいものとして認識していますが、期待される効果は大きいものであります。

都市部の宅地建物取引業者では、小野市の物件である空き家を「子育て世代に優しい小野市に住もう」とコメントを表記し、ホームページでの宣伝広告をされ、物件の販売、賃貸を行っている状況も確認しています。

そこで、空き家バンク制度の取組に関し、その概要と今後の展開についてお伺いします。

**(3点目) まちなか広場整備事業について**

**答弁者 地域振興部長**

空き家等の解体撤去に向け、自治会が主体となって取り組む事業として位置づけられていますが、現状についてお伺います。

**第2項目 不法投棄の現状と対策について**

小野市では、環境美化推進委員のパトロールにより、不法投棄物の早期発見、早

期撤去が実施されており、長期に渡り廃棄物が目につくという事態は見受けられません。また、平成20年度から平成24年度までの不法投棄件数の推移を確認しますと、おおよそではありますが減少傾向にあります。

そして、兵庫県北播磨県民局においても、平成25年度の最重要事業に不法投棄・不適正保管への対応を定め、元気な北播磨づくり事業を展開されています。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物とに区分され、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物として定義されています。産業廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で県が監視・指導を行うこととされており、一般廃棄物については市が適正処理に必要な措置を講ずることとされています。

それらの役割区分から取組をされてはいるものの、現状を考えると不法投棄事案が存在しているのも事実で、小野市環境美化パトロールの活動状況報告書から確認すると、何年も前の不法投棄物の撤去も含まれていますが、9月末現在では前年比15件の増となっています。

美しいまち「小野」、きれいなまち「小野市」を想うと、僅かであっても不法な投棄が行われていることを現実として受け止める必要性があると考えます。

そこで、不法投棄の現状と対策に関し、次の3点についてお伺いします。

#### (1点目) 不法投棄の現状について

答弁者 市民安全部長

不法投棄は、年間を通じて時期的なものや、投棄される場所に特徴があると思います。小野市は、東西に11.8km、南北に11.2km、面積は93.84km<sup>2</sup>を有し、住宅が密集しているのでもなく、また、逆に山林等の自然が大半を占めている状況でもなく、生活するには適度な面積であると感じています。

不法投棄は、小野市民の方々だけに啓発を行っても是正されるものではないと思われます。

そこで、現場を確認されている当局に、不法投棄の現状についてお伺いします。

**(2点目) 関係機関との連携について**

**答弁者 市民安全部長**

不法投棄を防止するためには、自治会、地域住民の方々、兵庫県（北播磨県民局）等との連携は不可欠であると思います。

現在、不法投棄防止の立看板、車両ステッカー、見守り隊等の積極的活動が確認できますが、それらの状況についてお伺いします。

**(3点目) 今後の課題について**

**答弁者 市民安全部長**

不法投棄の現状を受け止め、関係機関との連携により、不法投棄撲滅と根本的改善策を模索しておられると思います。

そこで、現状を分析し、今後の課題についてお伺いします。

**第3項目 粟田橋通行止の現状及び影響並びに架け替え計画について**

1934年（昭和9年）に車道架設された粟田橋は、全長240m、車道幅5.5m、片側1車線で兵庫県加東土木事務所が管理する橋の中で2番目に古いとされる橋でした。

また、三木市から、小野、加西市を通り、宍粟市まで続く幹線道路における生活者に必要不可欠な橋として親しまれてきました。

その幹線道路の粟田橋が、台風18号の被害に遭い、平成25年9月16日午前7時30分から全面通行止めとなり、1日当たり14,000台の通行車両が迂回を強いられています。

そこで、3ヶ月が経過し、通行止めに関する状況も落ち着きを見せ、災害査定も終了していることから、次の3点についてお伺いします。

**(1点目) 粟田橋通行止めによる交通体系の変容について**

**答弁者 技 監**

1日14,000台の車両が新大河橋、大住橋その他の橋に迂回を強いられている状況から、架け替え完了までの期間、交通体系の対策が必要とされています。

そこで、兵庫県、警察等との連絡調整も踏まえ、どのように対応し、生活者への周知等、今後の交通体系についてお伺いします。

**（２点目）緊急時の対応状況及び今後の展開について**

**答弁者 消防長**

小野市の強みとして存在する一級河川加古川、一方で弱みとなってしまった粟田橋、一級河川加古川の西部で生活する市民にとって、今回の粟田橋通行止めで不安とされるのは、火災や救急、災害などの緊急時の対応であります。

平成２５年９月２６日の神戸新聞記事では、粟生駅周辺地区で、以前は救急車が５分強で到着していたものが、通行止め以降は１３分程度と掲載されていました。

本定例会初日の市長あいさつでも対策を示されていましたが、救急対応におけるマニュアル化を考察され、出動箇所 の 模索、時間帯での混雑状況、ルート の 模索等々、あらゆる角度からの検証を行い、対応されているものと思います。

また、架け替え完了までに、平成２６年３月には防災センターが竣工し、緊急指示拠点としてその役割と機能を果たされるものと確信しております。

そこで、現在の緊急時対応状況及び粟田橋架け替え完了までの今後の展開についてお伺いします。

**（３点目）架け替え計画について**

**答弁者 技 監**

国の災害査定も終了し、長年親しまれてきた粟田橋も落橋解体に取り掛かれると伺っておりますが、兵庫県からの当初発表では、粟田橋の完成開通まで３年から４年の期間を要する旨の発表もございましたが、定例会初日には、平成２８年秋の開通を目標に努力をするとの市長の発言もございました。我々生活者にとっては、安全で安心できる橋梁を大前提とし、その上で１日も早い新設粟田橋を望んでいます。

そこで、粟田橋架け替え計画について、現状をお伺いします。

# 一般質問発言通告書

## 9 藤本 修造 議員

### 質問項目

第1項目 上水道事業について

第2項目 平成25年度全国学力・学習状況調査結果について

### 要点・要旨

#### 第1項目 上水道事業について

小野市の水道事業は、昭和38年に給水を開始して以来、今年で50年の節目の年を迎えています。その間、第5次の拡張計画を重ねた結果、年間総配水量6,548,000m<sup>3</sup>となり、現在まで安定した供給サービスを行っています。

平成18年度から平成21年度まで、老朽化した船木浄水場を膜処理施設に整備し、平成23年度から平成24年度には、市場水源地を紫外線処理施設に整備いたしました。

また、水道事業会計は、昭和56年度以降連続して黒字決算となっており、良好な会計状態を維持し、平成23年10月には水道料金減額の料金改正を行うなど、お客様にも見える形でのサービスを行っています。

その背景には、自己水源としてダム水及び浅井戸があり、安定した水量の確保ができていること、平成16年度に水道部グループ制の導入による組織改革、経営方針として「民間でできることは民間に」との考えから、いち早く、浄水場の運転管理及び水道窓口業務の民間へのアウトソーシングを行っていることが挙げられます。

水道事業は、日常生活に必要な浄水を、安全かつ低廉に、安定して供給すること

により、市民生活の向上と産業活動の増進に寄与するという重要な使命を担っています。そこで次の３点についてお伺いします。

**（１点目）水道検針員による独居高齢者の安否確認サービスについて**

**答弁者 水道部長**

最近の高齢者問題が多発する中、小野市の福祉政策に貢献するため、平成２２年１０月の検針時より水道検針員によるサービスが実施されています。

対象は、市内在住で９０歳以上の独居高齢者の方で、その内容は、水道検針員が検針の際に安否確認の声掛けを行うというもので、声掛けは、面談又はインターホン等で行い、声掛けを行う検針員は、必ず身分証明書を携帯し、安否状況について、応答の状況やその他気付いたことをまとめ、水道部を通じて高齢介護課へ報告するとなっています。

独居高齢者の安否確認サービスの結果と成果についてお伺いします。

**（２点目）水道事業の民間委託について**

**答弁者 水道部長**

水道事業の民間委託導入時の背景としては、平成１４年水道法の改正による第三者委託の制度化により、水道事業の民間業者の参入が可能になったこと、市民目線に立った組織の再構築が必要であること、今後浄水場施設等の老朽化により、膨大な経費が必要となることがありました。

また、導入にあたっては、水道組織のスリム化・職員の削減、水道関連組織の一元化、徹底したコスト削減が目標とされました。そのため、水道部に「管理グループ」「工務グループ」のグループ制を導入するとともに、水に関する組織を水道庁舎１階に集約してワンストップサービスの提供を図ったこと。また、小野市水道総合管理システムの導入、つまり「水道お客様センター」及び「浄水場運転管理」を民間に委託したことでもあります。

結果的に、これらの取組によりコスト削減が図れた訳ではありますが、平成１６年度から始まった業務委託の成果についてお伺いします。

**(3点目) 焼山配水池改修工事について**

**答弁者 水道部長**

水道部では、各配水池の劣化耐震診断詳細調査を行い、改修の必要性、改修工法等を定められています。焼山配水池1号については、ステンレスの配水池に改修する計画と聞いております。

9月26日に入札が執行され、3億2,400万円で落札されたところであります。今、現地の状況は、掘削工事が進められているところであります。

ステンレス配水池は、小野市では初めての採用と認識しています。採用に至った経緯についてお伺いします。

**第2項目 平成25年度全国学力・学習状況調査結果について**

本年4月24日、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語と算数・数学の学力調査及び生活状況調査が実施されました。本年度は、平成21年度以来、4年ぶりに全ての学校を対象として実施されました。

小野市教育委員会では、その集計も終わり、結果を分析し、今後の対応策等について協議も終わっています。

その結果報告が、教育委員会学校教育課ホームページに10月31日に掲載されています。

その報告内容は、「生活・学習の概要と改善」「学力の分析と改善」「小野市の取組」と大きく3つに分かれています。また私の手元へも、ある学校の学校通信臨時号と定期的な学校通信11月号等で調査結果が届いています。

小野市が取り組む「16か年夢と希望の教育」も平成16年にスタートをし、10年目を迎えました。そこで取組の成果について、次の3点をお伺いします。

**(1点目) ICT教育の推進と授業改革の取組の成果について**

**答弁者 教育長**

小野市では、近隣の市に先がけICT機器やエアコンを導入し、今現在では366室にエアコンが設置されるなど、より充実した教育環境を作り上げています。

また、児童生徒が主役となり、学び合い、高め合う授業改革に各学校で取り組んでいるところであります。そこでICT教育と授業改革の成果についてお伺いします。

**(2点目)「おの検定」「小中連携教育」の成果について**

**答弁者 教育長**

小野市議会行政視察受入れ研修項目でも「おの検定」「小中連携教育」は、常に上位であります。そこで2つの事業の成果についてお伺いします。

**(3点目)学力の分析と家庭学習の習慣化の状況について**

**答弁者 教育長**

市ホームページの資料によりますと、「算数・数学のどのような力をこれから伸ばしていけばいいのでしょうか？」との問いかけには、「算数・数学の基礎は定着しています。全国的な傾向と同様に、活用する力や自分の考えを論理的に書いたり、根拠をもとに説明したりする力を伸ばしていけばよいでしょう」との回答でありました。また、国語科でも、「これからどのような力を伸ばしていけばよいのでしょうか？」との問いには「基礎的な力を生かし、今後もさらに、複数の内容に関係づけながら読み取って、文章や資料をもとに書いたり、根拠を明らかにして説明したりするなど、『書く力』を伸ばしていけばよいでしょう」との回答でした。そこでお伺いします。

算数・数学と国語科で小野市の児童生徒の優れているのはどのような内容なのか、お伺いします。また、私が一番大切だと考えている家庭学習習慣化の指導方法についてお伺いします。